平成２４年（フ）第２８号
福島県喜多方市豊川町米室字大上川原5313番地２、前住所福島県喜多方市越巻3748番地34キャッスルムトウ103号
債務者　松田　俊一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
神奈川県秦野市堀川52番地の４　広川ハイツ201号、破産手続開始決定申立時の住所神奈川県秦野市北矢名223番地の26
債務者　黒川　美和
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８７５号
神奈川県平塚市徳延597番地の５　ビレッジグリーンリバーＣ201号、破産手続申立時の住所神奈川県平塚市徳延227番地の１　ビレッジウインドミルⅡ―202
債務者　高村　大介
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７５号
神奈川県秦野市平沢1494番地の６　ドミールＳＵＮ101号
債務者　畑中　章吾
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９８号
神奈川県平塚市大神2547番地の４　パレス湘南207号
債務者　諸石　裕司
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１４号
神奈川県秦野市堀川44番地の４　尾上ハイツ201号
債務者　藤塚　　章
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２６号
神奈川県平塚市中原３丁目３番34号　大塚ハイツＢ号
債務者　高野　光雄
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２７号
神奈川県伊勢原市串橋100番地の４　ローリエ美鈴201号
債務者　飯島　正道
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３０号
神奈川県厚木市旭町３丁目18―16　ポケットハイツ本厚木104号、住民票上の住所神奈川県厚木市鳶尾２丁目18番５号
債務者　佐藤　正士
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３３号
神奈川県秦野市曽屋5893番地の７
債務者　須山　龍子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３６号
神奈川県小田原市寿町３丁目５番34―301号ロイヤルハイツ
債務者　加持　雅彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字花吹22番地
債務者　松本　由香
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６８号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地２棟405号
債務者　水野　武司
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５９号
愛知県半田市青山６丁目２番地の20
債務者　脇山　勝也
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
香川県高松市円座町1504番地３　ラフィネ・メゾンＤ202
債務者　吉岡　　望
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５７号
香川県高松市上之町１丁目12番13号
債務者　安藤　　猛（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５８号
香川県高松市上之町１丁目12番13号
債務者　安藤　益子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係